

○青森県警察火災予防規程

昭和43年12月18日本部訓令第27号

警察本部
警察学校
各警察署

改正

昭和46年7月本部訓令第18号
平成6年10月本部訓令第15号
平成6年12月本部訓令第24号
平成12年3月本部訓令第9号
平成14年3月本部訓令第9号
平成19年5月本部訓令第15号
令和2年3月24日本部訓令第7号
令和3年9月29日本部訓令第22号
令和6年3月14日本部訓令第4号
令和7年10月1日本部訓令第13号

青森県警察火災予防規程

青森県警察火災予防規程（昭和33年11月26日青森県警察本部訓令甲第34号）の全部を次のように改正し、昭和43年12月25日から施行する。

（趣旨）

第1条 この規程は、警察本部（以下「本部」という。）、警察学校（以下「学校」という。）、警察署（以下「署」という。）、交番、警察官駐在所（以下「駐在所」という。）、警備派出所（以下「派出所」という。）の庁舎及び付属施設並びに公舎（寮及び指揮舎を含む。以下「公舎等」という。）の火災予防に関し必要な事項を定めるものとする。

（火気取締責任者）

第2条 庁舎及び付属施設の火災予防のため、本部、学校、署に火気取締責任者を置く。

2 火気取締責任者は、次表に掲げるとおりとする。

庁舎名	火気取締責任者
本部庁舎	警務部施設装備課長
港町分庁舎	刑事部機動捜査隊長
交通管制センター庁舎	警務部施設装備課長
運転免許センター庁舎	交通部運転免許課長
警察航空隊庁舎	警備部警備第二課長
機動隊庁舎	警備部機動隊長
学校校舎	警察学校長
弘前自動車運転免許試験場庁舎	交通部運転免許課長
交通機動隊弘前方面隊庁舎	交通部交通機動隊長
野辺地分庁舎刑事企画課資料倉庫	刑事部刑事企画課長
野辺地分庁舎会議棟	警務部施設装備課長
警察署庁舎	警察署長

3 火気取締責任者は、警察施設に対する火災予防について、総合点検を年1回、機器点検を年2回行わなければならない。

4 点検の結果、建物および設備等に火災予防上支障のある個所を発見した場合は、その状況を本部長に報告し改修の措置を講じなければならない。

5 火気取締責任者は、自ら庁舎及び付属施設の火災予防について警察職員（以下「職員」という。）に指導教養を行い、又は火気取扱責任者にこれを行わせなければならない。

(火気取扱責任者)

第3条 火気取締責任者を補佐するため、本部各所属、学校及び署の各室並びに交番、駐在所、派出所及び公舎等に火気取扱責任者を置く。

2 火気取扱責任者は、本部各所属の各室にあつては当該所属の次長等、学校の各室にあつては副校長、署の各室にあつては次長等又は課長若しくは係長とする。

3 交番、駐在所及び派出所の火気取扱責任者は、所長又は階級上位者とする。

4 公舎等（共用部分）の火気取扱責任者は、公舎等を管理する所属の次長等とする。

5 火気取扱責任者は、随時責任区域を巡視して火災の予防に努めなければならない。

(火気取締責任者及び火気取扱責任者の代理)

第4条 火気取締責任者が不在のときは当該所属の次長等、火気取扱責任者が不在のときは火気取扱責任者に次ぐ職にある者をもって代理とする。

(消火器材の設備)

第5条 火気取締責任者は、本部、学校、署、交番、駐在所及び派出所に所要の消火器材を備えなければならない。

2 前項の消火器材は常に使用できる状態にしておかなければならない。

(防火思想の普及徹底)

第6条 職員は火災予防のため、次の各号に掲げる事項を守り、防火思想の普及徹底に努めなければならない。

(1) 宿（日）直勤務者が使用する火気のほかは、退庁時限までに処理すること。

(2) 時間外勤務をして使用した火気は、各自が危険のないように処理すること。

2 職員用または被留置者用浴場の火器（ふろがま等）は、使用のつど火災発生のおそれがないように処理すること。

(公舎等使用者の注意)

第7条 駐在所の勤務者及び公舎等を使用している職員は、火災予防に注意し、家族が外出するときの火気取扱い等についても指導しておかなければならない。

(細則の制定)

第8条 火気取締責任者（警務部施設装備課長を除く。）は、各庁舎の火災予防について、この規程に定めるもののほか、本部長の承認を得て別に細則を定めることができる。

附 則（平成19年本部訓令第15号抄）

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日本部訓令第7号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月29日本部訓令第22号）

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月14日本部訓令第4号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年10月1日本部訓令第13号）

この訓令は、令和7年10月14日から施行する。